

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 4 月 5 日 (火) 第 8 2 8 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画事業の認可 (191) (公園自然課) 2 肥料の登録の有効期間の更新 (192) (くらしの安心推進課) 2 肥料の登録事項に係る変更の届出 (193) (〃) 2 都市計画法第66条による告示 (194) (道路建設課) 3 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (195) (東部総合事務所県民局) 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (196) (東部総合事務所福祉保健局) 4 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (197) (〃) 4 指定居宅サービス事業者の指定 (198) (中部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (199) (〃) 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (200) (〃) 5 土地改良区の役員の就退任 (201) (中部総合事務所農林局) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (202) (西部総合事務所福祉保健局) 7 指定介護予防サービス事業者の指定 (203) (〃) 7 指定居宅サービス事業者の廃止 (204) (〃) 7 指定介護予防サービス事業者の廃止 (205) (〃) 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (206) (〃) 8
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 9
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 9 警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) 10
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 13
◇ 雑 報	平成23年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防課) 18

告 示

鳥取県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
境港市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 墓園第3号 夕日ヶ丘公園墓地
- 3 事業施行期間
平成23年4月5日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 境港市夕日ヶ丘一丁目地内
(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第192号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第525号	魚かす粉末	魚かす粉末 肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当なし	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成23年3月15 日から平成29年 3月14日まで
鳥取県 第526号	蒸製魚鱗及 びその粉末	魚鱗粉末肥 料	窒素全量 6.5 りん酸全量 18.0	〃	〃	〃

鳥取県告示第193号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県 第542号	蒸製毛粉	ニューフェザー ーミール	生産業者の 名称	米久東伯株式会社	米久おいしい鶏株 式会社	平成23年2月14日

鳥取県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線及び3・3・5号祢宜谷賀露線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鳥取市千代水二丁目並びに安長字平森、字東魚尾、字正ヶ坪、字秋里田、字行水、字八本松及び字州ヶ本地内
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第195号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年4月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成23年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人K i R A L i
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福井 正樹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若桜町39
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

様々な社会問題が渦巻いているこの現代社会。これら社会問題をビジネスメソッドを用いて解決することを主目的にする。

とりわけ、各種社会問題の解決に関する市民向け啓発活動（イベント等の企画から運営まで）、常設窓口を設けての相談活動、企業向けの啓発活動（イベント等の企画から運営まで）、コンサルタント事業、子どもたちへの啓発活動等を行う。

鳥取県告示第196号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人アプローズ	鳥取市吉岡温泉町268	来夢	鳥取市寿町791-8	自立訓練（生活訓練）、生活介護	平成23年4月1日
特定非営利活動法人一步の会	鳥取市河原町渡一木277-1	あゆみ工房	鳥取市河原町渡一木277-1	就労継続支援B型	〃
特定非営利活動法人松風	岩美郡岩美町大字浦富1418-2	のぞみ治療院	鳥取市津ノ井613	就労継続支援A型	〃
社会福祉法人鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目1	うぶみ苑多機能型事業所	鳥取市湖山町西一丁目516-3	就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護	〃

鳥取県告示第197号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人アプローズ	鳥取市吉岡温泉町268	相談支援事業所アプローズ	鳥取市寿町791-8	平成23年4月1日

鳥取県告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、

で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人親誠会	デイサービスひまわり昭和町	倉吉市東昭和町140	平成23年4月1日	通所介護

鳥取県告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人親誠会	デイサービスひまわり昭和町	倉吉市東昭和町140	平成23年4月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第200号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社フレンズカンパニー	東伯郡北栄町瀬戸186-1	フレンズ	東伯郡北栄町瀬戸187	就労継続支援A型	平成23年4月1日

鳥取県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり不入岡堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 孝 志	倉吉市不入岡289
理 事	山 本 忠 昭	倉吉市不入岡279- 2
理 事	山 本 孝 美	倉吉市不入岡238
理 事	山 脇 茂 樹	倉吉市不入岡727
理 事	山 根 裕 正	倉吉市不入岡376
理 事	山 崎 紀 人	倉吉市和田352
理 事	西 村 秋 喜	倉吉市和田364- 1
理 事	浅 井 稔 洋	倉吉市和田421- 1
理 事	中 村 勉	倉吉市和田792- 1
理 事	山 崎 貴 俊	倉吉市和田408- 1
理 事	大 羽 諄 一	倉吉市福光627
理 事	福 永 良 雄	倉吉市福光625
理 事	小 谷 英 人	倉吉市国分寺314
理 事	田 中 凌	倉吉市国府537
理 事	村 本 英 人	倉吉市国府784
理 事	大 森 明 紀	倉吉市大谷506
理 事	岡 本 武 徳	倉吉市大谷茶屋879- 6
理 事	中 田 操	倉吉市和田東町911
監 事	山 脇 将 暉	倉吉市不入岡264- 1
監 事	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263

平成23年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 孝 志	倉吉市不入岡289
理 事	山 本 忠 昭	倉吉市不入岡279- 2
理 事	山 本 孝 美	倉吉市不入岡238
理 事	山 脇 茂 樹	倉吉市不入岡727
理 事	山 根 裕 正	倉吉市不入岡376
理 事	山 崎 紀 人	倉吉市和田352
理 事	西 村 秋 喜	倉吉市和田364- 1
理 事	浅 井 稔 洋	倉吉市和田421- 1
理 事	村 脇 正 仁	倉吉市和田522- 1
理 事	山 崎 貴 俊	倉吉市和田408- 1
理 事	福 永 幸 人	倉吉市福光624
理 事	大 下 啓 一	倉吉市福光421
理 事	小 谷 英 人	倉吉市国分寺314
理 事	長 田 雅 文	倉吉市国府683- 1
理 事	村 本 英 人	倉吉市国府784
理 事	大 森 明 紀	倉吉市大谷506
理 事	岡 本 武 徳	倉吉市大谷茶屋879- 6
理 事	中 田 操	倉吉市和田東町911
監 事	山 脇 将 暉	倉吉市不入岡264- 1
監 事	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263

平成23年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名 称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ホッと・ケア24	訪問看護ステーション ホッと・ナース24	米子市両三柳323-1	平成23年4月1日	訪問看護
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導
アイル山陰株式会社	アイル米子	米子市東福原三丁目 9-13	〃	通所介護

鳥取県告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名 称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ホッと・ケア24	訪問看護ステーション ホッと・ナース24	米子市両三柳323-1	平成23年4月1日	介護予防訪問看護
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養 管理指導
アイル山陰株式会社	アイル米子	米子市東福原三丁目 9-13	〃	介護予防通所介護

鳥取県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
----------------	-----------------	------------------	-------------------	---------

社会福祉法人米子市社会福祉協議会	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問看護ステーションいずみ	米子市淀江町淀江1110-1	平成23年3月23日	訪問看護
------------------	----------------------------------	----------------	------------	------

鳥取県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問看護ステーションいずみ	米子市淀江町淀江1110-1	平成23年3月23日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第206号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社M・Aサービス	米子市夜見町2946	むさしの	米子市夜見町2946	就労継続支援A型	平成23年4月1日
特定非営利活動法人あおぞら	米子市米原一丁目7-1	特定非営利活動法人あおぞら	米子市米原一丁目7-1	就労継続支援B型	〃
社会福祉法人光生会	米子市石井1223-1	ワークなぎら	米子市奈喜良86-2	〃	〃
NPO法人ライブ	米子市淀江町中間691	リヴよどえ	米子市淀江町中間691	〃	〃
社会福祉法人日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会おしどり作業所	日野郡日野町黒坂1223	〃	〃

海区漁業調整委員会告示

鳥取県海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年4月5日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成23年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成23年4月5日付鳥漁調第1号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成23年4月5日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
濱 崎 道 弘	鳥取市末広温泉町	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
中 西 正 美	倉吉市仲ノ町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町の区域)
黒 田 多美子	倉吉市東町	
吉 田 武 章	倉吉市葵町	
砂 原 丸 美	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
山 脇 壽 治	米子市茶町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
齋 藤 勝	米子市東町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
吉 良 信 男	米子市尾高町	
田 部 五十鈴	米子市朝日町	
長谷川 完	米子市角盤町	
武 田 幸 治	米子市上福原	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
高 橋 義 之	米子市皆生温泉	
徳 永 文 隆	米子市上福原	

2 少年指導委員の任期

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年4月5日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成23年7月22日（金）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成23年10月1日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名程度

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成23年6月13日（月）から同月17日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属す

ることを疎明する書面

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(4) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年4月5日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成23年7月22日(金)午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成23年9月10日(土)午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名程度

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験
- ア 乗客等の接遇に関する事。
 - イ 手荷物等検査に関する事。
 - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
- 平成23年6月13日（月）から同月17日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月5日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
放射線治療システム 一式
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年12月31日（月）

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等（以下「入札関係書類等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、入札関係書類等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予算額

357,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年4月18日（月）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年4月5日（火）から同年5月17日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床300床以上の病院から受注した放射線治療システム整備業務を完遂した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8181（内線2222）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成23年4月5日（火）から同月14日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81952>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成23年4月5日（火）から同月14日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年5月17日（火）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。）鳥取県立厚生病院大会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の(6)の実績に係る書類を、4の(1)の場所に平成23年4月15日（金）午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す入札関係書類を、4の(1)の場所に平成23年5月6日（金）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定

価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。なお、価格点の上限は、500点とする。

$$\text{価格点} = 500 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

(4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

(5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radiotherapy System, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 15 April, 2011

(3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 6 May, 2011

(4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 17 May, 2011

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 17 May, 2011

(5) Please contact : Property Management Division, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150

Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181 ex. 2222

別記 落札者決定基準

(単位：点)

評価の内容（考え方）	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 導入による診療・業務改善の効果	(1) 業務改善 (2) 効率的検査体制 (3) 高度医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な効率化及び改善効果が明示され、検査体制についても優れた提案であること。 機器導入による標的部位への投与線量の集中が図られ標的部位以外への線量低減が図られていること。 	120
2 要求仕様に対する企画提案内容及び方法（標準・カスタマイズ）	(1) 仕様に対する技術提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療用加速装置は構造機能が優れたものとなっていること。 放射線データマネジメントシステムは運用にあたり適切に機能可能となることが図られていること。 過剰曝射防止等の機能充実が図られていること。 治療計画装置はリニアック本体と完全同期が図られ通信等においても優れた構造となっていること。 治療計画用CTは構造機能が優れたものとなっていること。 	120
3 機器全体の構成、配置計画及び既存システムとの連携に対する考え方	(1) システム構成 (2) 操作性及び検査精度	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な機器構成及び配置がなされ、標準的なデータ形式を採用していること。 病院が求める周辺システムとの連携が可能であること。 総合医療情報システム（電子カルテ）導入ベンダー及び放射線システム（RIS・PACS）とのシームレスなデータ連携を実現するための明確な提案がなされていること。 指定するデータを抽出し加工できる提案となっていること。 システム機器構成及び電子データ保存に関して十分なスペックを有すること。 ポジショニングの設定等、提案機器の操作性の向上が図られていること。 	120
4 システムの安定性、堅牢性及び応答性に対する考え方	(1) 安定性 (2) 堅牢性 (3) 応答性	<ul style="list-style-type: none"> 障害対策、バックアップシステムの構成は適切に遂行可能であること。 セキュリティ確保対策が取られていること。 照射線量の精度が継続的かつ正確に担保される支援体制がとられていること。 ストレスのない応答性、周辺システムとの応答性確保対策が取られていること。 	70
5 導入後のシステムトラブル及び改良要求への対応	(1) 支援体制 (2) 保守及び維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 通常の技術支援体制及び障害発生時における支援体制は無理なく実施可能となっていること。 優れた保守体制及び維持管理体制が確保されていること。 	50
6 導入コスト及び維持管理コスト等の縮減に対する考え方	(1) 導入後のコスト	<ul style="list-style-type: none"> システムの保守・運用管理費用を抑制できる優れた提案がされていること。 維持費用を抑制できる優れた提案がされていること。 フルメンテナンスの範囲が明確でありCT管球交換を含めた経費負担に対し詳細な提案がされていること。 保守費用額が低廉であること。 	200
7 業務遂行体制、稼働実績、システム開発及び建築設計に当たっての病院職員の意見反映・技術支援に対する考え方	(1) 導入体制 (2) 明確なスケジュール提案 (3) 病院職員の意見反映及び技術支援	<ul style="list-style-type: none"> 開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。 導入に当たり病院との協議、意見交換等の実施計画を有すること。 建築設計に対する技術支援、方法及び内容が明示されていること。 関係法令に関する許可等に係る技術支援が確実に実施できる提案となっていること。 管理者及び利用者に対する研修計画、マニュアル整備等が確実に実施できる体制であること。 稼働に係るシミュレーション及びリハーサル計画が適切に実施できる提案であること。 	100
総 合 計			780

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成23年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成23年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成23年4月5日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種、丙種	平成23年6月12日（日）午前10時から	書面申請	平成23年4月11日（月）から同月25日（月）まで	とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館） 鳥取県立倉吉未来中心 鳥取県立倉吉体育文化会館 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成23年4月8日（金）午前9時から同月22日（金）午後5時まで	
第2回	甲種、乙種、丙種	平成23年11月6日（日）午前10時から	書面申請	平成23年9月12日（月）から同月26日（月）まで	"
			電子申請	平成23年9月9日（金）午前9時から同月23日（金）午後5時まで	
第3回	乙種	平成24年2月5日（日）午前10時から	書面申請	平成23年11月28日（月）から同年12月12日（月）まで	"
			電子申請	平成23年11月25日（金）午前9時から同年12月9日（金）午後5時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場
前期	甲種（特類、1類～5類）、乙種（1類～7類）	平成23年7月31日（日）午前9時30分から	書面申請	平成23年6月6日（月）から同月20日（月）まで	とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館） 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成23年6月3日（金）午前9時から同月17日（金）午後5時まで	
後期	甲種（1類、4類）、乙種（1類、4類、6類、7類）	平成23年12月4日（日）午前9時30分から	書面申請	平成23年10月6日（木）から同月20日（木）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	平成23年10月3日（月）午前9時から同月17日（月）午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

(2) 電子申請

財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市尚徳町101-5	とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館）
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
倉吉市駄経寺町212-5	鳥取県立倉吉未来中心
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町294	鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

- ア 甲種 5,000円
- イ 乙種 3,400円
- ウ 丙種 2,700円

(2) 消防設備士試験

- ア 甲種 5,000円
- イ 乙種 3,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること。

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389（平日午前9時から午後5時まで）

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること。

財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）（平日午前9時から午後5時まで）

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課及び各消防局内の各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。
- (3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定し次第公示する。